

高槻市ホテル及び旅館の誘致等に関する条例 ホテル・旅館 立地促進制度

■ 適用要件

対象地域	市内全域	業 種	高槻市ホテル及び旅館の誘致等に関する条例で定める ホテル・旅館
------	------	-----	------------------------------------

要 件	<p>①新たに客室の数が50室以上のホテル又は20室以上の旅館を設置すること ②既存のホテル、旅館において、新たに客室を設置すること (新たに設置する客室は、ホテルは25室以上、旅館は10室以上で、かつ客室の合計数が、 ホテルにあっては50室以上、旅館にあっては20室以上となる場合に限る。)</p> <p>※既存建物の用途変更等による設置は、対象となりません。</p>
-----	---

■ 奨励内容

奨励制度の名称	要 件	奨励金の額と奨励期間	限度額
ホテル誘致等 奨励金	対象ホテル等の新設等のために使用した土地並びに新たに取得した家屋・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の納税義務者であるとき	各年度の特定固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の額に相当する額 対象期間5年度間	年度ごとの 上限1億円
会議施設等 設置奨励金	会議施設等(会議室、宴会場、催場等)であって、①床面積が300㎡以上であり、②ホテル等にある調理室、配膳室等から飲食物を提供することができること)を含む対象ホテル等の新設等をしたとき	対象ホテル等の新設等に要した建築費用の10分の1 交付は1回限り	上限1億円

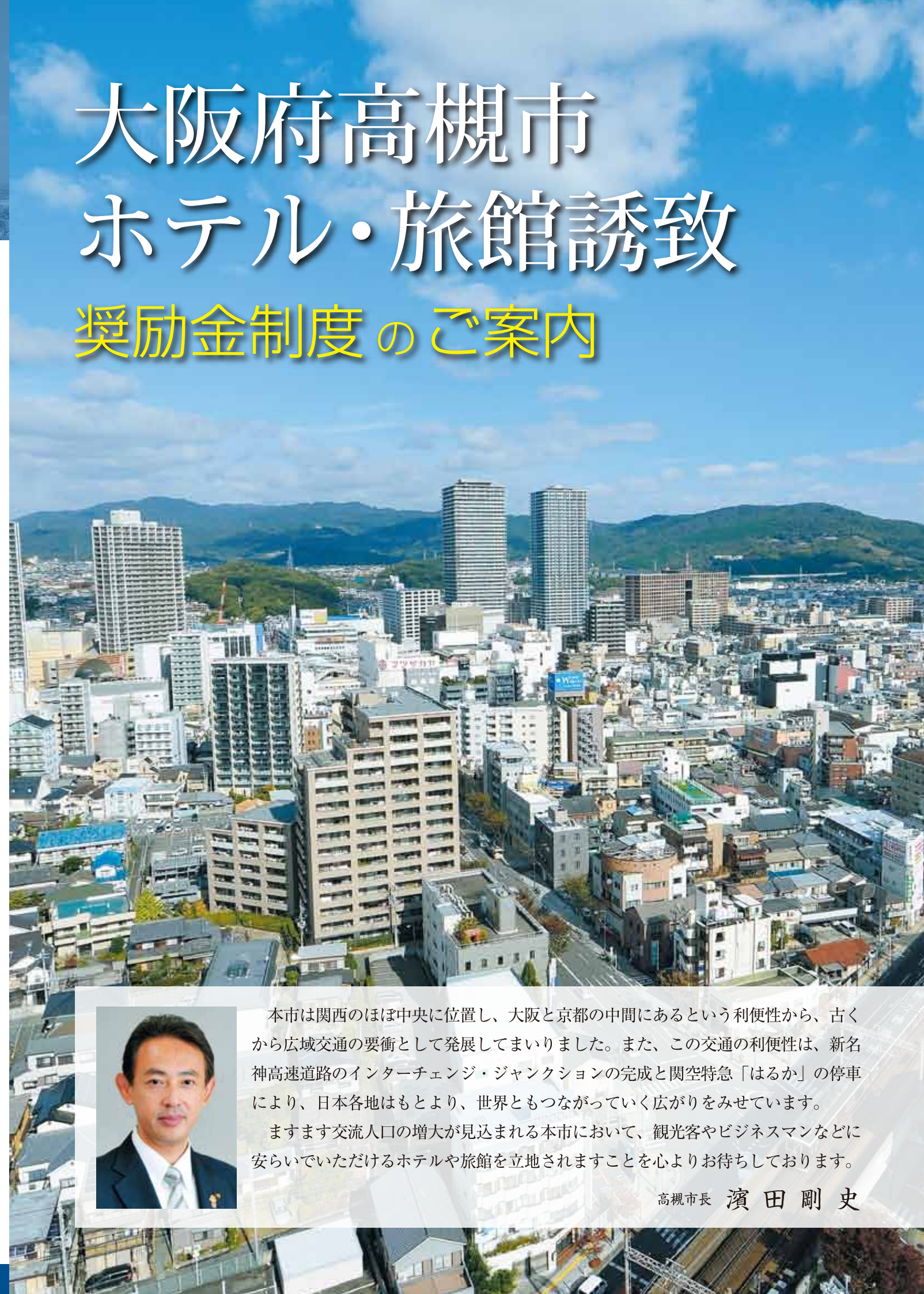
操業開始日前90日から操業開始日後90日までの期間内に申請を行い、指定事業者として指定を受ける必要があります。申請にあたっては、事前にご相談ください。

■ お問い合わせ・ご相談

高槻市 街にぎわい部 産業振興課

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2-1 (高槻市総合センター9階)
TEL: 072-674-7411 FAX: 072-675-3133

大阪府高槻市 ホテル・旅館誘致 奨励金制度のご案内



本市は関西のほぼ中央に位置し、大阪と京都の中間にあるという利便性から、古くから広域交通の要衝として発展してまいりました。また、この交通の利便性は、新名神高速道路のインターチェンジ・ジャンクションの完成と関空特急「はるか」の停車により、日本各地はもとより、世界ともつながっていく広がりを見せています。

ますます交流人口の増大が見込まれる本市において、観光客やビジネスマンなどに安らいでいただけるホテルや旅館を立地されますことを心よりお待ちしております。

高槻市長 濱田 剛史